

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（新設）

要望元：特許庁総務課制度審議室

財務省関税局業務課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化								
改正要望の内容		商標法改正により、海外の事業者が模倣品を日本国内に流入させる行為を商標権侵害行為と位置づけ、同侵害に係る物品を関税法に基づく税関での没収等の対象とする。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		恒久措置								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>近年、電子商取引（e コマース）の発展、国際貨物に係る配送料金の低下等により、海外を拠点とする事業者が増え、海外の事業者が日本国内の個人に対し模倣品を直接販売するケースが急増している。</p> <p>② 問題点</p> <p>従来、日本国内の事業者が海外の事業者から模倣品を「輸入」し、日本国内の個人に販売等するケースが主流であったところ、この場合には、日本国内の事業者による「輸入」等の行為が「商標」の「使用」に該当するとして、商標権侵害（商標法第2条第3項、第36条、第37条参照）の成立を認めることが可能であった。</p> <p>しかし、近年急増している海外の事業者と日本国内の個人との間において直接取引がなされるケースは、「輸入」は「日本国内の個人」によるものであって「商標」の「使用」に該当せず、商標権侵害とならない。これにより、没収等の前提となる税関の認定手続（関税法第69条の12）において、模倣品を輸入しようとする者から「個人使用目的である」と主張された場合、税関として反証困難な場合も多く、模倣品の流入を阻止することが困難な状況となっている。このようにして国内に個人使用目的で模倣品が大量に流入していることは、権利者・消費者保護の観点からも看過できるものではない。</p>								
改正の必要性と目的達成の見通し		<p>① 改正の必要性と方向性</p> <p>上記（②問題点）のとおり、現行商標法の下では、海外事業者と日本国内の個人との間の直接取引に係る模倣品の流入を規制することには限界があり、近年その数の急増により問題は深刻化している。米国及び欧州各国は、個人使用目的の</p>								

	<p>模倣品であっても、原則、水際で差止めできる体制になっていることも考慮すると、我が国においても模倣品の水際取締りを強化する必要性がある。</p> <p>商標法は標章を事業者が商品について使用する行為を規制しているところ、日本国内の「個人」に着目しこれを規制することは、商標の定義（商標法第2条第1項）から「業として」の要件を外す等の改正が必要となり、商標法の体系を覆すこととなるため困難である。そこで、「業として」の要件を維持したうえで、海外の事業者が模倣品を日本国内に流入させる行為について、規制を図ることを検討する。</p> <p>関税法（第109条）では輸入者（日本国内の個人を含む。）を罰則の対象としている。しかし、根拠法である商標法（第78条～第78条の2）では日本国内の個人を罰則の対象としていないところ、商標権侵害物品について関税法で個人に罰則を適用することは国民の理解を得ることが難しいのではないかという懸念もあることから、個人を罰則の対象から除外することとしたい。</p> <p>また、商標権侵害の該否を決定する税関の認定手続（関税法第69条の12）において、海外から模倣品を日本国内に流入させる主体（仕出人）が事業者に該当するの否かを税関で判別することは実務上困難であるところ、取引の当事者である輸入者に立証責任を負わせることとしたい。</p> <p>② 改正目的達成予定時期 改正後速やかに達成予定。</p>
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果 当該侵害物品に関する輸入差止件数の増加による国内流入の減少。 模倣品の販売者及び購入者に対する抑止効果。</p> <p>② 改正によって生じうる影響 —</p> <p>③ 改正の妥当性 商標法は標章を「業として」商品を生産等する者が商品について使用する行為を規制しているところ、輸入者（日本国内の個人）を同様に規制するには商標の定義（商標法第2条第1項参照）から「業として」の要件を外す等の改正が必要となり、商標法の体系を覆すこととなるため困難である。 他方で、海外の事業者に着目した改正を行う場合、「業として」の要件を維持しつつ模倣品の取引を規制することが可能となり、現在の商標法の体系にも影響がないと考えられる。 関税法改正（罰則対象からの個人の除外及び立証責任の転換）の妥当性については、上記「改正の必要性と目的達成の見通し」のとおり。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価 —</p>

	<p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>知財推進計画 2020 において、財務省・経済産業省の両省が、越境電子商取引の進展に伴う模倣品の流入増加へ対応するため、「増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について引き続き検討」することとされている。このため、商標法及び関税法の改正等による速やかな対応を検討する必要があり、今後、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会等の場で具体的な改正の方向性について議論を行う予定。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>—</p>
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	—
措置による効果	—